

令和8年 上里町教育委員会 第3回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和8年第3回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和8年3月26日(木) 午前9時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第 6号 令和7年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第 7号 令和8年度上里町公立学校教職員の人事異動について
- (3) 議案第 8号 令和8年度上里町教育委員会所管職員の人事異動について
- (4) 議案第 9号 令和8年度会計年度任用職員の任用について
- (5) 議案第10号 令和8年度地区公民館長の任命について
- (6) 議案第11号 上里町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- (7) 議案第12号 上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第13号 上里町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
- (9) 議案第14号 上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の廃止について
- (10) 議案第15号 上里町多子世帯幼稚園保育料助成事業実施要綱の廃止について
- (11) 議案第16号 上里町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- (12) 議案第17号 上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- (13) 議案第18号 上里町立小・中学校職員旧姓使用取扱要綱の制定について
- (14) 議案第19号 上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (15) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和8年 4月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和8年第3回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和8年3月26日(木)			
招集場所	上里町役場3階 教育委員会室			
会議日程	開会 午前 9時30分		閉会 午前10時16分	
招集者及び宣告者	教育長 齊藤 雅男			
議長	教育長 齊藤 雅男			
委員出席状況 ※出席者○印・欠席者×印	○	教育長 齊藤 雅男	○	委員 高階 良雄
	×	委員 池田 浩美	○	委員 岡村 和美
	○	委員 梅林 正樹		
説明のために出席した 職員	教育総務課長 及川 慶一		教育指導課長 櫻井 達夫	
	生涯学習課長 須藤 秀		教育総務課長補佐 吉村 香織	

1. 開会	教育長 <挨拶・開会宣言>
2. 前回会議録の承認	<p>教育長 前回会議録の確認をお願いします。ご質疑等ございましたらご発言願います。</p> <p>委員 <特になし></p> <p>教育長 特にないようですので、前回の会議録につきましては、ご承認いただけたものといたします。事務局は手続きをお願いします。なお、今回の会議録署名委員は、岡村委員にお願いいたします。</p>
3. 議事	<p>教育長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、議案が14件となります。</p> <p>なお、議案第6号から議案第10号までは、個人情報及び人事案件でありますので、会議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>委員 <了解></p> <p>教育長 では、議案第6号から議案第10号につきましては、会議の内容を非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第6号「令和7年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>教育総務課長 議案第6号「令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げます。</p> <p>始めに概要でございますが、令和8年2月16日から令和8年3月13日までに申請のありました、新規の申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき、認定を行うものであります。</p> <p><申請者の詳細説明内容は非公開></p> <p>なお、本案の認定開始は、令和8年3月1日からとなります。</p> <p>以上で、令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての、提案及び内容説明とさせていただきます。</p> <p>慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>教育長 委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。</p> <p>委員 <特になし></p>

教育長	議案第 6 号の件につきましては、事務局提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 6 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第 7 号「令和 8 年度上里町公立学校教職員の人事異動について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
教育指導課長	議案第 7 号「令和 8 年度上里町公立学校教職員の人事異動について」ご説明申し上げます。 こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 3 号の規定により、別紙のとおり議決を求めるものとなっています。 <人事異動の詳細説明内容は非公開> 以上の内容で 4 月 1 日からスタートするものとなっています。内容をご確認いただきご議決いただきますようお願いいたします。
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 7 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 7 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、「議案第 8 号 令和 8 年度上里町教育委員会所管職員の人事異動について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	議案第 8 号「令和 8 年度上里町教育委員会所管職員の人事異動について」ご説明申し上げます。 提案理由でございますが、令和 8 年度上里町教育委員会所管職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 3 号の規定により、別紙のとおり委員会の議決を求めるものです。 <人事異動の詳細説明内容は非公開> 以上、議案第 8 号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>

教育長	議案第 8 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 8 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第 9 号「令和 8 年度会計年度任用職員の任用について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長補佐	<p>議案第 9 号「令和 8 年度会計年度任用職員の任用について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、上里町教育委員会において、会計年度任用職員の任用を行うため本案を提出するものでございます。内容としましては別紙の者を会計年度任用職員として任用したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 3 号の規定により議決を求めるものでございます。</p> <p><人事の詳細説明内容は非公開></p> <p>なお、任用期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとしています。</p> <p>以上、議案第 9 号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 9 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 9 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第 9 号「令和 8 年度会計年度任用職員の任用について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>議案第 10 号「令和 8 年度地区公民館長の任命について」ご説明申し上げます。</p> <p>地区公民館長の任命につきましては、社会教育法第 28 条の規定に基づき 5 人の公民館長を任命するものでございます。</p> <p><人事の詳細説明内容は非公開></p> <p>上里町公民館設置及び管理条例第 6 条第 3 項に規定されているとおり、任期につきましては 4 月 1 日から 3 月 31 日までとなります。</p> <p>以上、議案第 10 号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。</p>

教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 10 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 10 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第 11 号「上里町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
教育指導課長	<p>議案第 11 号「上里町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり上里町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>内容につきまして、本実施計画は学校における教育活動の質を持続的に高めていくために、教職員が心身ともに健康で、専門性を十分に発揮できる環境を整えることが不可欠であり、近年教職員の業務量は増加傾向にあり、長時間勤務や過重負担が教育の質や学校運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されてことから実施計画を作成するものとなります。</p> <p>中をご覧ください。1 ページは計画の趣旨等や上里町の現状が記載されています。上里町におきましては、時間外在校等時間が月 45 時間を上回る割合は小学校 13%、中学校 31%で、県でデッドゾーンとしている月 80 時間を上回る割合は 0 となっています。2 ページは時間外在校等時間の目標や年間の有給休暇取得目標は 10 日以上、ストレスチェックの目標を明示するとともに、業務の 3 分類を踏まえた業務の見直しについても具体的に示しています。3 ページですが、ストレスチェックの令和 6 年度の数値を参考にすべてあげさせていただきます、これに基づいて管理職は学校経営をしていくこととなります。計画の期間ですが、これは毎年改定をしながら、この数値を向上させていきます。内容について、3 分類を踏まえた業務の見直しを明記するとともに保護者への取り組みのフォローアップについても細かく示しています。これにより学校の教育力の向上と持続可能な学校運営につながるものとして、上里町として目指す教育の実現に直結する重要な取り組みであると考え、本計画を制定させていただきます。慎重審議の上ご議決賜りたいと思います。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>

教育長	議案第 11 号につきましては、事務局の提案のとおり決することによろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 11 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第 12 号「上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長補佐	<p>議案第 12 号「上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、新制度未移行幼稚園にかかる幼児教育保育の無償化に関することについて、子育て共生課に事務移管することに伴う一部改正、また一部改正に合わせ事務分掌を見直した結果、所要の改正をし、上里町教育委員会事務局事務の円滑化を図るため、本案を提出するものです。概要でございますが、今回上里町では行政サービスのさらなる向上と効果的効率的な行政運営を目指し、事務分掌の見直しを行いました。これに伴い、これまで教育総務課が担当しておりました 幼児教育を無償化に関する事務、新制度未移行幼稚園に係る事務を上里町子育て共生課へ移管することになり、規則の一部改正を行います。また、事務移管に伴う規則の一部改正に合わせ、教育委員会の事務分掌を見直し、所要の改正を行うものであります。次に内容でございます。5 ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっています。第 3 条中の教育総務課教育庶務係の「(24) 幼児教育・保育の無償化（新制度未移行幼稚園）に関すること」を削り、「(25)」を「(24)」に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に改めます。次のページ、生涯学習課スポーツ振興係の、「(12) 国体に関すること」を「(12) 国民スポーツ大会に関すること」に改めます。</p> <p>次に、附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。</p> <p>以上で、上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての提案及び内容説明とさせていただきます。</p> <p>慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 12 号につきましては、事務局の提案のとおり決することによろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 12 号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第 13 号「上里町教育委員会公印規程の一部を改正する規

委員	<異議なし>
教育長	議案第 13 号は、事務局提案のとおり決定されました。
教育総務課長補佐	<p>続きまして、議案第 14 号「上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の廃止について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第 14 号「上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の廃止について」ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、令和元年 10 月に開始された国の幼児教育・保育の無償化に伴い就園奨励費補助金は「施設等利用給付費」に統合されたため、上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則を廃止するため本案を提出するものである。</p> <p>概要でございますが、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、3～5 歳児の幼稚園保育料は月額 25,700 円まで無償となりました。これに伴い「施設等利用給付費」として新制度へ移行となり、就園奨励費補助金は終了となりました。本来であれば新制度移行のタイミングで廃止すべきでございますが、失念しており今回のご提案となりました。</p> <p>なお、附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。</p> <p>以上で、上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の廃止についての提案及び概要説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 14 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第 14 号は、事務局提案のとおり決定されました。
教育総務課長補佐	<p>続きまして、議案第 15 号「上里町多子世帯幼稚園保育料助成事業実施要綱の廃止について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第 15 号「上里町多子世帯幼稚園保育料助成事業実施要綱の廃止について」ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、令和元年 10 月に開始された国の幼児教育・保育の無償化に伴い就園奨励費補助金は「施設等利用給付費」に統合されたため、上里町多子世帯幼稚園保育料助成事業実施要綱を廃止するため本案を提出するものである。</p> <p>概要でございますが、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、3～5 歳児の</p>

	<p>幼稚園保育料は月額 25,700 円まで無償となりました。今回廃止する要綱では、幼稚園に就園する第 3 子以降の幼児の保育料を予算の範囲内で助成することとしておりましたが、新制度では「施設等利用給付費」へ移行となりました。本来であれば新制度移行のタイミングで廃止すべきでございますが、失念しており今回のご提案となりました。</p> <p>なお、附則として、この規則は、公布の日から施行する。こととしております。</p> <p>以上で、上里町多子世帯幼稚園保育料助成事業実施要綱の廃止についての提案及び概要説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 15 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	<p>議案第 15 号は、事務局提案のとおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 16 号「上里町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>議案第 16 号「上里町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。</p> <p>上里町立小中学校管理規則の一部を次のように改定させていただきます。</p> <p>第 21 条第 1 項中「週休日」を「学校職員の勤務時間休暇等に関する条例第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第 2 項中「学校職員の勤務時間、休暇に関する条例第 6 条」を「条例第 6 条第 1 項」に改め「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えるものです。こちらはフレックス制導入に関しての規則の改正ということで、学校現場の働き方改革を推進し、教職員が業務内容に応じて柔軟に勤務時間を調整できる環境を整えることを目的としております。慎重審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 16 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。

委員	<異議なし>
教育長	<p>議案第 16 号は、事務局提案のとおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 17 号「上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>議案第 17 号「上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について」ご説明申し上げます。</p> <p>上里町立小・中学校職員服務規程の一部を次のように改正します。第 10 条第 4 項第 1 号中「週休日、」の次に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、」を加える。第 16 条の 10 第 1 項中「所属長」を「校長」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、第 16 条の 11 第 1 項中「所属長」を「校長」に、「することができる」を「しなければならない」に改めるものです。こちらもフレックス制に伴う一部改正となっております。慎重審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第 17 号につきましては、事務局の提案のとおり決することによってよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	<p>議案第 17 号は、事務局提案のとおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 18 号「上里町立小・中学校職員旧姓使用取扱要綱の制定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>議案第 18 号「上里町立小・中学校職員旧姓使用取扱要綱の制定について」ご説明申し上げます。</p> <p>上里町立小中学校職員旧姓使用取扱要綱を別紙のとおり制定するものでございます。本要項は婚姻等により戸籍上の姓を変更した学校職員が希望に応じて、旧姓を使用できる環境を整備し、職員の多様な働き方や生き方を尊重することを目的として制定いたしました。旧姓使用を希望する職員が申請を行い、教育長の承認を受けたうえで、公務に関わる文書等に旧姓を使用できることを定めています。対象となる文書は名札、職員録、座席表、出勤簿等になっております。日常的な公文書であり、校長が認める、その他の文章も含まれております。旧姓を使用する職員には、児童生徒や保護者に誤解を与えないよう配慮する責務を定めさせていただいております。本要綱の制定により、職員が安心して働き続けられる環境づくりが進むとともに、学校組織として多様性を尊重する姿勢を明確に示すことができると考えております。慎重審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。</p>

教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	現在、旧姓使用を希望している職員はどの程度いますか。
教育指導課長	1名います。
教育長	他に何かございますか。
委員	県全体として、旧姓使用を認めない教育委員会はあるのでしょうか。
教育指導課長	県としては要綱設置を推進しており、全県的には進んでいるところです。
教育長	他に何かございますか。
委員	<特になし>
教育長	議案第18号につきましては、事務局の提案のとおり決することでよろしいでしょうか。
委員	<異議なし>
教育長	議案第18号は、事務局提案のとおり決定されました。 続きまして、議案第19号「上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
教育指導課長	議案第19号「上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」ご説明申し上げます。 上里町英語検定料補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正します。本要綱の一部改正は、より多くの児童生徒が英語への関心興味を持ち、学力向上につながることを目的としています。改正前の対象者は、上里町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者としておりました。改正後の対象者については、上里町に在住している児童生徒の保護者となります。改正前は在籍制度でしたが、改正後は私立小中学校に在籍している児童生徒も対象に含まれる形となります。この改正でより多くの児童生徒が英語検定を受験し、受験に向け学習することで、英語に興味関心を持つ児童生徒が増え、その結果、学力向上につながると考えております。また、申請の仕方等もデジタル利用の申請も加えた形になります。慎重審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。
教育長	委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	<特になし>

	<p>教育長 議案第 19 号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。</p>
	<p>委員 <異議なし></p>
<p>4. 教育長報告</p>	<p>教育長 議案第 19 号は、事務局提案のとおり決定されました。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。</p>
	<p>委員 <特になし></p>
<p>4. 教育長報告</p>	<p>教育長 続きまして、4 の教育長報告に移らせていただきます。 前回の定例教育委員会からの内容となりますが、前回の定例教育委員会の夕方から学力アップ教室の閉級式が行われました。21 日は保健センター等 3 館複合施設竣工式が行われました。28 日は地域ぐるみ協議会が開催されました。3 月 13 日は中学校の卒業式、24 日は小学校の卒業式で皆様に私の代理としてご出席いただきありがとうございました。3 月 20 日には神流リバーサイドロードの開通式が行われました。次に 29 日は乾武マラソン大会が開催されますので、もしよろしければ、ご参加いただければと思います。31 日は七本木公民館、男女センター等の複合施設の開所式が行われます。同日に退職者辞令交付式が行われます。4 月 1 日は新採用職員辞令交付式等が行われます。私の方からは以上となります。</p>
<p>5. その他の事項</p>	<p>教育長 続きまして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かございますか</p> <p>委員 確認ですが、今回の教職員の人員配置をする際に文部科学省から話が来ていると思いますが、わいせつ行為など課題のある人物に関するデータベースの確認はされていますか。</p> <p>教育指導課長 私たちもパスワードをいただいており、全ての新採用、臨時採用に関しまして、基本的には北部教育事務所と連携をして確認しております</p> <p>教育長 他に何かありますか。</p> <p>委員 <特になし></p> <p>教育長 それでは、最後に次回の定例教育委員会の日程をおはかりいたします。4 月 23 日午前 9 時 30 分から定例教育委員会をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>委員 <特になし></p>

6. 閉会	<p>教育長 次回の定例教育委員会は、4月23日（木）午前9時30分から3階、教育委員会室で行います。</p> <p>教育長 本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。 以上をもちまして、3月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。</p> <p>会議録署名人（教育長）</p> <p>会議録署名人（委員）</p> <p>会議録調製者（教育総務課長） 及川 慶一</p>
-------	---